平成２１年（フ）第４７８５号
大阪市東淀川区東中島３丁目15番９号　成和ハイツ４－Ａ号
債務者　宮本　昭宏
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２６号
大阪府豊中市東寺内町11番５―802号
債務者　田尾　修二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４１号
大阪府寝屋川市堀溝北町26番８号
債務者　伊東　祐二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３８号
大阪市住吉区東粉浜３丁目21番16―502号
債務者　下地　靖史
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３８号
大阪市西成区長橋１丁目５番21号
債務者　岡本　雅一
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５７号
大阪市東淀川区南江口１丁目３番25―1403号
債務者　大橋　一雄
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８０６号
大阪府交野市私部西１丁目６番５―405号
債務者　山本　智保
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２８号
大阪市北区長柄東１丁目４番24―1005号
債務者　秋山　茂美（旧姓守本）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０４７号
大阪府門真市野里町34番９号
債務者　木野加寿子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番23―407号
債務者　小滝　　修
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３９号
大阪府寝屋川市池田西町３番８―301号
債務者　勢川　昭二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７０号
大阪府八尾市高安町北３丁目58番地の３　高安グリーンハイツ102号
債務者　伊東　節男
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２８１号
大阪府東大阪市水走３丁目６番１号　グランピア吉田404号
債務者　元山英吉こと　元　　英吉
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３０号
大阪府八尾市東山本町６丁目６番６号
債務者　高安　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３２号
大阪府八尾市東山本町６丁目６番６号
債務者　高安　昭文
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４６３号
大阪府寝屋川市日之出町21番22号
債務者　東恩納末子こと　東恩納末子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４６９号
大阪府八尾市久宝寺１丁目２番28号
債務者　山根　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７４号
大阪市西成区津守３丁目５番16号　セブンハイツ302号
債務者　長原　直美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部